

御坊市サテライトオフィス等開設支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方創生テレワークを市内で推進することにより、新たな人の流れを創出し、本市における人口減少の抑制と活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、サテライトオフィス等の施設の整備又は開設を行う企業及び当該施設へ入居する県外企業に対し、予算の定めるところによりサテライトオフィス等開設支援補助金を交付するものとし、その交付に関して、御坊市補助金等交付規則（昭和53年規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 地方創生テレワーク 首都圏をはじめとする市外に立地する企業の地方拠点の開設又はテレワーク等新たな働き方による本市への移住、滞在等、地方創生に資する動き又は取組みをいう。
- (2) 企業 営利を目的とし、法人格を有する団体であって、次の事項に該当しないものをいう。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条に規定する許可を要する風俗営業
 - イ 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）
 - ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人
- (3) サテライトオフィス等 地方創生テレワークに沿った働く環境及び機能を有する次の施設をいう。
 - ア サテライトオフィス 企業の本拠地から離れた所に設置されたオフィスのことで、本社又は事業本部よりも小規模なオフィス
 - イ コワーキングスペース シェアオフィスのうち、机、椅子、パーテーション等により施設利用者が利用可能な共有執務スペース
- (4) 公募型プロポーザル 複数の者に整備事業に関する企画提案を求め、創造、実現性、経験等を総合的に勘案して最も優れた企画提案を行ったものを整備事

業者として選定する方式をいう。

(5) サテライトオフィス等開設支援補助金 地方創生テレワークを推進するために企業に対して交付する次の補助金等をいう。

ア 施設整備事業補助金 本市で新たにサテライトオフィス等を開設する企業の当該サテライトオフィス等の施設整備、開設及び運営に要する費用に対する補助金（以下「補助金」という。）

イ プロジェクト推進助成金 施設整備事業補助金による支援で新たに整備されたサテライトオフィス等への誘致のための推進助成金（以下「助成金」という。）

ウ 進出企業支援金 施設整備事業補助金により新たに整備されたサテライトオフィス等への入居企業の進出に対する支援金（以下「支援金」という。）

(6) 県外企業 和歌山県内に本店を設置していない企業をいう。

（補助金、助成金及び支援金の交付申請）

第3条 補助金又は助成金の交付を受けようとする企業は、御坊市サテライトオフィス等開設支援補助金交付申請書（施設整備事業補助金・プロジェクト推進助成金）（様式第1号）に別表第1及び別表第2に掲げる提出書類を添付して、市が別に定める申請期限までに市長に提出しなければならない。

2 支援金の交付を受けようとする企業は、御坊市サテライトオフィス等開設支援補助金交付申請書（進出企業支援金）（様式第2号）に別表第3に掲げる提出書類を添付して、同表に定める申請期限までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、対象事業の内容により必要がないと認めるときは、前2項に定める書類の一部を省略させることができる。

（補助金、助成金及び支援金の対象経費等）

第4条 補助金の対象経費、交付要件、補助金額及び限度額は、別表第4及び別表第5に定めるとおりとする。

2 助成金の対象経費、交付要件、助成金額及び限度額は、別表第6及び別表第7に定めるとおりとする。

3 支援金の交付要件、支援金額は、別表第8に定めるとおりとする。

4 この補助金に関する消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地

方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。）がある場合は、これを減額して前条第1項の規定による申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に関する消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 5 前項の規定は、助成金に関する消費税等仕入控除税額がある場合に準用する。この場合において、「補助金」とあるのは「助成金」と、「補助対象経費」とあるのは「助成対象経費」と読み替えるものとする。

（補助金、助成金及び支援金の交付決定等）

第5条 市長は、第3条第1項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、交付の決定を行い、御坊市サテライトオフィス等開設支援補助金交付決定通知書（施設整備事業補助金・プロジェクト推進助成金）（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の交付決定を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 事業に係る経理は、他の経理と区別して行うとともに、収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）が完了した日の属する市の会計年度の終了後10年間保存すること。

(2) 補助対象事業により取得し、又は効用が増加した資産は、当該補助対象事業の完了後も台帳を設け、保管状況を明らかにするとともに、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）してはならないこと。ただし、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助企業」という。）があらかじめ市長の承認を受けたとき又は当該事業が完了する日の属する市の会計年度の翌年度の初日から起算して、当該資産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数）を経過したときは、この限りでない。

(3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

- 3 市長は、第3条第2項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、交付の決定を行い、御坊市サテライトオフィス等開設

支援補助金交付決定通知書（進出企業支援金）（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業等の変更）

第6条 補助金又は助成金の交付の決定を受けた企業は、補助対象事業又は助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）の内容を変更するときで、市長が必要と認めるときは、あらかじめ御坊市サテライトオフィス等開設支援補助金事業変更承認申請書（施設整備事業補助金・プロジェクト推進助成金）（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、御坊市サテライトオフィス等開設支援補助金事業変更承認通知書（施設整備事業補助金・プロジェクト推進助成金）（様式第6号）により交付決定を受けた企業に通知するものとする。

（補助対象事業等の実績報告）

第7条 補助企業は、補助対象事業が完了したときは、御坊市サテライトオフィス等開設支援補助金交付実績報告書（施設整備事業補助金・プロジェクト推進助成金）（様式第7号）（以下「実績報告書」という。）に別表第1に掲げる提出書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 助成金の交付の決定を受けた企業（以下「助成企業」という。）は、助成対象事業が完了したときは、実績報告書に別表第2に掲げる提出書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 補助企業又は助成企業は、前2項の実績報告を行うに当たって、補助金又は助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を補助金額又は助成金額から減額して報告しなければならない。

4 第1項及び第2項の実績報告書は、別表第1又は別表第2に定める提出期限までに報告しなければならない。

（成果の公表）

第8条 市長は、補助金又は助成金による成果について公表できるものとし、必要があると認めるときは、補助企業又は助成企業に発表させることができる。

（補助金及び助成金の額の確定）

第9条 市長は、第7条第1項又は同条第2項の規定による報告書の提出があった

ときは、これを審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付すべき補助金又は助成金の額を確定し、御坊市サテライトオフィス等開設支援補助金交付確定通知書（施設整備事業補助金・プロジェクト推進助成金）（様式第8号）により補助企業又は助成企業に通知するものとする。

（補助金、助成金及び支援金の請求）

第10条 補助企業は、前条の規定による通知を受けたときは、御坊市サテライトオフィス等開設支援補助金交付請求書（施設整備事業補助金）（様式第9号）により市長に補助金を請求することができる。

2 助成企業は、前条の規定による通知を受けたときは、御坊市サテライトオフィス等開設支援補助金交付請求書（プロジェクト推進助成金）（様式第10号）により市長に助成金を請求することができる。

3 支援金の交付の決定を受けた企業（以下「支援企業」という。）は、第5条第3項の規定による通知を受けたときは、御坊市サテライトオフィス等開設支援補助金交付請求書（進出企業支援金）（様式第11号）により市長に支援金を請求することができる。

4 市長は、前3項に規定する請求書の提出があつたときは、速やかに当該企業に補助金、助成金又は支援金を支払わなければならない。

（補助金、助成金及び支援金の交付決定の取消し又は返還）

第11条 市長は、補助企業又は助成企業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金若しくは助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金若しくは助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金又は助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 対象事業を中止したとき。
- (3) 補助金又は助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件を違反したとき。
- (4) 所在自治体の税の納付を怠ったとき。
- (5) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (6) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、支援企業が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。この場合において、第1号に該当するときは、既に交付した支援金の半額を、第2号又は第3号に該当するときは全額を返還させることができる。

- (1) 支援金の申請日から3年以上5年以内に、市内の施設利用を終了したとき。
- (2) 支援金の申請日から3年未満で、市内の施設利用を終了したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。

3 市長は、第1項又は第2項の規定により交付決定の取消しをしたときは、補助金・助成金・支援金交付決定取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金、助成金又は支援金が交付されているときは、補助金・助成金・支援金返還命令書（様式第13号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 補助企業又は助成企業は、実績報告時において補助金又は助成金に係る消費税等仕入控除額が明らかでないものについて、補助対象事業又は助成対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定したときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第14号）に消費税及び地方消費税の確定申告書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書の提出があったときは、補助金・助成金・支援金返還命令書により期限を定めて当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第13条 補助対象事業により取得し、又は効用が増加した資産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（施設整備事業補助金）（様式第15号）を市長に提出しなければならない。なお、補助企業が補助対象事業により取得した資産を譲渡し、又は売却する場合、譲渡又は売却先の企業に対し、この要綱を遵守させなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、財産処分承認通知書（施設整備事業補助金）（様式第16号）により補助企業に通知するものとする。

（報告又は調査）

第14条 市長は、補助金又は助成金の交付に関し必要があるときは、補助企業又は助成企業に対し、報告を求め、又は当該職員を派遣して調査させることができる。

（地位の承継）

第15条 補助企業が当該補助金の交付決定に係る事業を譲渡したときは、当該事業の譲受人は、市長の承認を得て、当該補助企業の地位を承継することができる。

2 補助企業について合併又は分割（それぞれ補助金の交付決定に係る事業を承継させるものに限る。以下同じ。）があった場合は、合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、市長の承認を得て、当該補助企業の地位を承継することができる。

3 前2項の規定により補助企業の地位を承継しようとする企業は、あらかじめ御坊市サテライトオフィス等開設支援補助金交付決定事業承継承認申請書（施設整備事業補助金）（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、御坊市サテライトオフィス等開設支援補助金交付決定事業承継承認通知書（施設整備事業補助金）（様式第18号）により補助企業の地位を承継しようとする企業に通知するものとする。

（国県等の補助制度との重複）

第16条 補助企業又は助成企業に対して、国又は県その他の地方公共団体又は産業支援機関の制度により、交付対象事業への補助金等の交付があった場合は、補助金及び助成金の交付はしないものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金、助成金及び支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第5条1項及び同条第3項の規定による補助金、助成金又は支援金の交付決定を受けた企業、第13条の規定による譲渡又は売却先の企業及び第15条の規定による補助企業の承継の承認を受けた企業に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1（第3条、第7条関係）

区分	交付申請	実績報告	
	提出書類	提出期限	提出書類
施設整備事業補助金	(1) 補助対象事業の目的、内容がわかるもの (2) 改修等に関する配置図及び設計図（写し） (3) 改修等にかかる費用を明らかにする書類及びその明細書（写し） (4) 賃貸借契約書（案）（写し） (5) 登記事項証明書（法人の場合に限る。） (6) 改修等を行う建物の登記事項証明書 (7) 直近の決算書（写し）（法人の場合に限る。） (8) 改修等の工事を行う予定箇所全景及び対象工事を行う場所の現況を示す写真（申請日前2週間以内に撮影されたものに限る。） (9) その他市長が必要と認める書類	事業完了後30日以内 又は令和5年2月末日のいずれか早い日	(1) 補助対象事業の目的、内容、支出明細、完了日がわかるもの (2) 事業に要した費用を明らかにする書類及びその明細書（写し） (3) 事業に要した費用の請求書（写し） (4) 事業に要した費用の領収書（写し） (5) 事業の完了を明らかにする書類（写し） (6) 賃貸借契約書（写し） (7) 事業の工事現況写真（対象経費部分に該当する部分で、工事途中に撮影されたものに限る。） (8) 改修等の完了後の写真 (9) その他市長が必要と認める書類

別表第2（第3条、第7条関係）

区分	交付申請		実績報告	
	提出書類	提出期限	提出書類	
プロジェクト推進助成金	(1) 助成対象事業の目的、内容がわかるもの (2) 事業経費明細書（写し） (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後30日以内又は令和5年2月末日のいずれか早い日	(1) 助成対象事業の目的、内容、支出明細、完了日がわかるもの (2) 事業に要した費用を明らかにする書類及びその明細書（写し） (3) 事業に要した費用の請求書（写し） (4) 事業に要した費用の領収書 (5) 事業の完了を明らかにする書類（写し） (6) その他市長が必要と認める書類	

別表第3（第3条関係）

区分	交付申請	
	申請期限	提出書類
進出企業支援金	入居施設への賃貸借契約締結日の前日又は令和5年2月末日のいずれか早い日	(1) 本市への進出目的、進出後の事業内容、事業時期がわかるもの (2) 賃貸借契約書（案） (3) 法人の登記事項証明書 (4) 直近の決算書（写し） (5) その他市長が必要と認める書類

別表第4（第4条関係）

区分	補助対象経費	交付要件	補助金額及び限度額
施設整備事業補助金	事業の実施に直接要する経費で別表第5に掲げるものとする。	本市が実施する公募型プロポーザルにより選定された企業であること。	補助対象経費の3分の2以内の額（その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、3,000万円を限度とする。

別表第5（第4条関係）

補助対象区分	内 容
施設整備費	<p>対象施設として整備される建築物と構造上一体となっていて、地方創生テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる設備（例えば電気・ガス・給排水・空調設備・トイレ等）を取得・整備に要する経費</p> <p>（※「用地取得費・造成費・外構工事費」、「既存施設の除却・解体費」、「整備対象施設の取得費」、「居住・滞在機能を付帯させる事業部分の経費」、「地方創生テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められない設備の内、利用促進の観点から事業に必要と求められる部分の経費」については、当該施設の補助対象事業費全体の2割を限度として対象とすることができる。）</p>
通信環境整備費	<p>施設におけるWi-Fi、LAN環境の構築、光ファイバーの施設等に要する経費</p> <p>（クロージャールから施設構内への引込み工事や通信企業の提供する光回線サービスの利用料又はこれらのアクセス回線を用いインターネットに接続するためのISP利用料、施設内のWi-Fi・LAN環境の構築に伴う機器の購入、レンタル及び設置工事に要する経費）</p>

什器・機器導入費	地方創生テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる什器・機器（例えば机や椅子、パソコン、プリンタ、コピー機等）に要する経費 （※「地方創生テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められない什器・機器の内、利用促進の観点から事業に必要と求められる部分の経費」については、当該施設の補助対象事業費全体の2割を限度として対象とすることができる。）
施設運営・管理費	地方創生テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる施設運営・管理に係る経費

備考 施設整備費、什器・機器導入費において、当該施設の補助対象事業費全体の2割を限度として認められている経費については、その合計のうち補助対象事業費全体の2割を限度として対象とすることができる。

別表第6（第4条関係）

区分	助成対象経費	交付要件	助成金額及び限度額
プロジェクト推進助成金	事業の実施に直接要する経費で別表第7に掲げるものとする。	本市が実施する公募型プロポーザルにより選定された企業であること。	助成対象経費（その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、500万円を限度額とする。

別表第7（第4条関係）

助成対象経費区分	内容
サテライトオフィスへの誘致事業費用	施設利用に向けての説明会、PRのための出張費用、試用期間中に係る費用 その他市長が必要と認める費用
サテライトオフィス、コワーキングスペースのPR費用	施設利用に向けてのHP掲載、SNS発信、ポスター、チラシ等の作成等に係る費用 その他市長が必要と認める費用
サテライトオフィス、コワーキングスペースの普及事業費用	サテライトオフィスへの理解の普及にかかる費用 その他市長が必要と認める費用

備考 備品（1品当たり、おおむね1万円以上のものをいう。）購入費用は除く。

別表第8（第4条関係）

区分	交付要件	支援金額
進出企業支援金	次に掲げる要件すべてに該当する企業 (1) 施設整備事業補助金により整備された施設へ入居する県外企業であること。 (2) 御坊市内に事務所を設置し、市内で5年以上継続して事業を行う企業であること。 (3) 地域活動への参画、地域住民との交流等、関係人口の増加に資する取組を行うこと。	1社当たり100万円の支援金を交付する。